

議案第 5 号

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 14 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局（34）の項中「（34）」を「（33）」に改め、「、北空知学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、北空知学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。